

中央調達に係る品質監査実施要領について(装本品管193号)  
の一部改正について(品質信頼性確認の実施)

26年6月  
装備施設本部  
企業調査課

改正の趣旨

検査記録等改ざん事案の再発防止策として、品質に係る資料等についての信頼性を確保するために、**品質信頼性確認**を実施するもの。

対象契約相手方、実施時期は、実際の運用上は、制度調査を実施する契約相手方のうち、品質証拠方式を適用している契約相手方に対し、**制度調査と同時に実施**することを想定

施行時期

平成26年7月1日～

